

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 7 年 5 月 8 日

貝塚市長 酒井 了

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 三館等合同施設建設工事(電気設備工事)
- (2) 工事場所 貝塚市 堀外 2 地内
- (3) 工 期 貝塚市議会議決日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- (4) 工事概要 複合施設新築工事に伴う電気設備工事
 - ・鉄筋コンクリート造 2階建て 2,133.2 m²
 - ・電灯・動力・受変電設備工事
 - ・太陽光発電設備工事
 - ・構内情報通信・交換設備工事
 - ・映像・音響・拡声・監視カメラ設備工事
 - ・火災報知設備工事
 - ・屋外附帯工事に伴う電気設備工事

2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

(1) ア、イのいずれかとする。

ア、貝塚市内に本店を有し、電気工事業に係る特定建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の電気工事の総合評定値(P)点が 800 点以上の者。

イ、次の①②の2者による特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)

ただし、各構成員は、本工事について2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

① 代表構成員

大阪府内に本店、支店又は営業所を有し、電気工事業に係る特定建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の電気工事の総合評定値(P)点が 950 点以上の者。

② その他の構成員

貝塚市内に本店を有し、電気工事業に係る建設業許可を得た者であって、貝塚市において同工事業の入札参加資格登録を行っており、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の電気工事の総合評定値(P)点が 650 点以上の者。

※共同企業体は任意に自主結成された2者の共同企業体でその出資割合は 30%以上とすること。また、代表構成員の出資割合はその構成員中最大とすること。

(2) 貝塚市建設工事入札実施要綱第4条第2項に該当しない者。

- (3) 建設業法に基づく電気工事の技術者について、(1)アの場合は、監理技術者を専任で配置できること、(1)イの場合は、代表構成員が監理技術者、その他の構成員は主任技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第3項第1号(専任特例1号)、2号(専任特例2号)に該当する監理技術者等を配置することはできない。
- (4) 貝塚市発注の電気工事業種の工事を受注していない者。(受注とは、工事請負契約を締結し、契約締結日から竣工検査に合格するまでのことをいう。)
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者。(更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く。)
- (6) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

3 契約条項揭示場所

貝塚市総務部契約検査課(市役所本庁4階)

4 応募受付期間・方法

令和7年 5 月 12 日(月)から令和7年 5 月 15 日(木)の期間に、簡易書留等必ず記録が残る方法で郵送することとし、提出期限は令和7年 5 月 15 日(木)午後4時必着とする。

なお、窓口持参による提出を可能とするが、持参の場合の受付時間は各日(土日祝日は除く)とも午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。

5 郵送送付・窓口受付場所

16 問合せ先とする。

なお、郵送の場合、送付先の宛名面には「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

6 入札参加資格者の審査結果

入札参加資格の審査結果は、令和7年 5 月 30 日(金)にFAXにより申込者へ通知する。

7 設計図書等配付及び入札日

(1) 設計図書等配付

設計図書等は、貝塚市ホームページにて公開する。ホームページにおける公開方法、閲覧方法等については、入札参加資格を得た者に令和7年 5 月 30 日(金)に FAX により通知する。なお、現場説明は実施しない。

(2) 入札

日時 令和 7 年 6 月 27 日(金) 午前 10 時 00 分

会場 貝塚市役所第2別館2階 入札室

8 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第 18 条に該当する入札を行ったもの。

9 入札保証金

貝塚市契約規則第7条第1項第2号に基づき免除とする。

10 設計金額及び最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

なお、設計金額及び最低制限価格は事後公表とする。

11 契約書の要否

工事請負契約書は必要とする。

12 入札回数

3回を限度とする。

13 工事費積算内訳書

入札時に、入札金額の根拠とした工事費積算内訳書を提出すること。

(詳細は設計図書等配付時の指示による。)

14 提出すべき書類

(1)条件付一般競争入札参加申込書

(2)条件付一般競争入札参加受付票

(3)有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し

(4)今回の工事に予定する現場代理人については経歴書と雇用関係を証する公的機関の証明書の写しを、監理技術者又は主任技術者については経歴書と資格を証する公的機関の証明書の写し、雇用関係を証する公的機関の証明書の写しを提出すること。また、監理技術者については有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了の写しも提出すること。

(5)建設工事共同企業体結成にかかる書類一式(様式1から3まで)

(6)郵送の場合は返信用封筒(宛先記入、切手貼付済のもの)

15 契約の締結

本工事の契約締結においては、貝塚市議会の議決を要するため、落札者と仮契約を締結し、当該議決を得た後に本契約とする。

なお、議会の議決が得られない場合、又は建設業法及びその他の関係法令等に違反した場合は、本件手続きを中断又は中止することがある。

16 問合せ先

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部 契約検査課 工事担当(市役所本庁4階)

電話:072-433-7321(直通)